

このような言動・行為は
**カスタマーハラスメントに
該当する可能性があります!**



お互いに尊重される社会を目指して

厚生労働省は、カスタマーハラスメント被害の防止対策を強化しています。
行為によっては、傷害罪、強要罪、名誉棄損罪などの犯罪に該当する可能性があります。
東京都カスタマー・ハラスメント防止条例 Q&A より

日本薬剤師会 公式キャラクター

ふぁるみん



公益社団法人
日本薬剤師会
Japan Pharmaceutical Association